

# よなごの国保

## 国民健康保険被保険者証(保険証)の更新について

令和3年7月31日をもって、お手持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、新しい保険証を7月上旬に簡易書留で世帯主の方へお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くこととなります。

保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。

### 有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は令和4年7月31日です。1年間お使いいただきますので、大切に保管してください。なお、次の方は、有効期限が異なったものとなります。

- ◎後期高齢者医療制度に変わる方(令和4年7月31日までの間に75歳になる方)
- ◎高齢受給者に該当する方(令和4年7月1日までに70歳になる方)
- ◎学生の届けをされた方で令和4年7月31日までに卒業予定となる方

### 保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。ご不在のため配達できなかった書留は、郵便局の配達員が不在連絡票をおいていきます。郵便局に電話されますと、希望される日または時間帯に再配達されます。一定期間、受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送となります。

※一定額以上保険料の滞納がある方には、保険証が郵送されません。保険証が届かない場合には、保険課収納担当(23 - 5124)まで連絡してください。

※新しい保険証が届きましたら、有効期限が令和3年7月31日となっている古い保険証は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

※高齢受給者(70歳以上75歳未満)の方は、8月1日から使用してください。

## 後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

令和3年7月31日をもって、お手持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬以降に簡易書留で新しい保険証をお送りします。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。新しい保険証は、8月1日から使用してください。

### 有効期限について

新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日です。

### 保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。ご不在のため配達できなかった書留は、国民健康保険被保険者証の更新についての「保険証に関する注意事項」下線部分と同様となります。

なお、8月になりましたら、有効期限が令和3年7月31日となっている古い保険証は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

# 令和3年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)と、年金から天引きする方法(特別徴収)がありますので、納入通知書が届きましたら納付方法をご確認ください。

## 保険料を納付書・口座振替で納付の方(普通徴収)

納付書でお支払いの方へは、7月中旬に納付書を8期分まとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、保険課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日に指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、振替口座をご確認ください。

また、スマホ決済やインターネットを通じてクレジットカードによる納付(後期高齢者医療保険料を除く)もできます。【クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。】

## 令和3年度 納付書・口座振替の納期限

1期	8月2日(月)	4期	11月1日(月)	7期	1月31日(月)
2期	8月31日(火)	5期	11月30日(火)	8期	2月28日(月)
3期	9月30日(木)	6期	12月27日(月)		

※納期内での納付が困難な方は、保険課収納担当(23-5124)へご相談ください。

※国民健康保険料は市役所の窓口で、ペイジー口座振替受付サービスをご利用できます。必要なものは、対象金融機関のキャッシュカード(手続きができるのは口座名義人の方のみ)です。

## 保険料を年金から天引きの方(特別徴収)

納付月は、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。

※保険料の滞納がない方で、特別徴収を中止して、口座振替による納付への変更をご希望の方は、保険課または淀江支所地域生活課で7月31日までに手続きされますと、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

【手続きに必要なもの】 保険証、振替口座の預(貯)金通帳と届出印

## 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免制度があります

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件(1,2のいずれか)を満たす方は、保険料が減免の対象となります。

- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯の方については、保険料が全額免除になります。
- 2 次の要件の全てに該当する世帯の方は、保険料の一部が減免されます。
  - (1)世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが前年に比べて10分の3以上減少見込みであること。
  - (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(合計額によって減免額が異なります。)
  - (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
    - ・減免額については、前年の合計所得金額に応じて決定します。
    - ・申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

◆災害や病気など特別な理由で国民健康保険料等の納付が困難な場合は減免となります。

※対象となる保険料は、減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分となります。

# 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

## 国民健康保険加入の方

現在交付している認定証は、令和3年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、7月1日（木）以降に保険課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請してください。

	年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
対象となる方	70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
	70歳以上 75歳未満	課税世帯	所得区分が現役並み所得者Ⅰ及び現役並み所得者Ⅱの方は限度額適用認定証（注）
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

（注）所得区分が現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満

所得区分が現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満

所得区分が一般（課税所得145万円未満）及び現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）の方は、医療機関に保険証を提示することにより自己負担限度額までの支払いとなることから限度額適用認定証は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和3年8月から令和4年7月の期間は、令和3年度の住民税課税状況で判定します。

## 後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方（令和3年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方）で所得区分が変わらない場合は、自動更新になります。更新した認定証は7月中旬以降保険証と一緒に郵送いたします。

また、新たに認定証が必要な方は7月1日（木）から随時交付いたしますので保険証と印鑑をお持ちになり、保険課または淀江支所地域生活課で申請してください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※認定証が必要な方と必要でない方は、世帯の所得に応じて変わります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和3年8月から令和4年7月の期間は、令和3年度の住民税課税状況で判定します。

### <高額療養費制度と限度額適用・標準負担額減額認定証について>

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される『高額療養費制度』があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、あらかじめ『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、1か月（1日から月末まで）の医療費が自己負担限度額までの支払いとなります。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合、高額療養費支給の申請が必要となることがあります。

## 令和2年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

歳入 <総額 13,875,587> (単位：千円)		歳出 <総額 13,718,842> (単位：千円)	
保険料	2,563,135	保険給付費	9,481,078
国県支出金	9,763,003	国民健康保険事業費納付金	3,753,193
繰越金	46,273	保健事業費	127,613
一般会計繰入金	1,464,644	総務費	350,266
その他	38,532	その他	6,692

国民健康保険事業の会計は、加入者（被保険者）の納める保険料や県からの補助金等を収入として、主に医療費（保険給付費）の支払いを行っております。

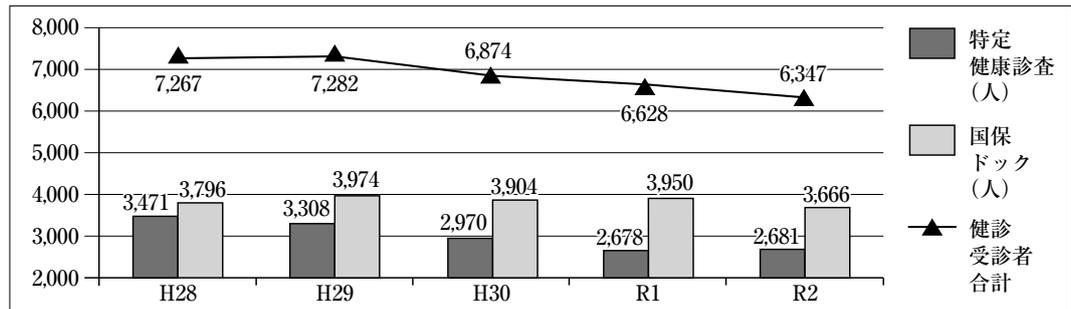
被保険者数の減少により、歳入歳出とも前年度に比べ減少しています。

令和2年度の決算は、約1億5千万円の黒字となります。

## 健康推進室から（データヘルス計画の見直しをしました）

鳥取県国民健康保険団体連合会に設置された保健事業評価・支援委員会の助言をいただいて「第2期米子市国民健康保険データヘルス計画」の中間評価を実施しました。（米子市ホームページに掲載しています。）過去5年間の健康診査の状況をお知らせします。

【受診者数の推移】  
保険課 集計より



令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり若干受診者数が減りました。

生活習慣病は自覚症状がないため、気づかないうちに病気が進行します。特定健康診査を受診して健康状態を確認していただき、リスクの高い人には特定保健指導（「健診結果懇談会」「健診結果相談会」）など生活改善を勧めていきます。

健康推進室では、皆様の健康状況に応じた健康づくり事業に努めてまいります。

## 新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金

- 対象者** 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 支給要件** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 支給額** 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- 適用** 令和2年1月1日～令和3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

米子市保険課 TEL(0859) 23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5121(高額療養費等)  
23-5124(納付相談等) 23-5129(口座振替等)  
23-5407(健康診査、保健指導等)